

# 業務管理体制の届出について

## 資料 6

# 業務管理体制の届出とは？

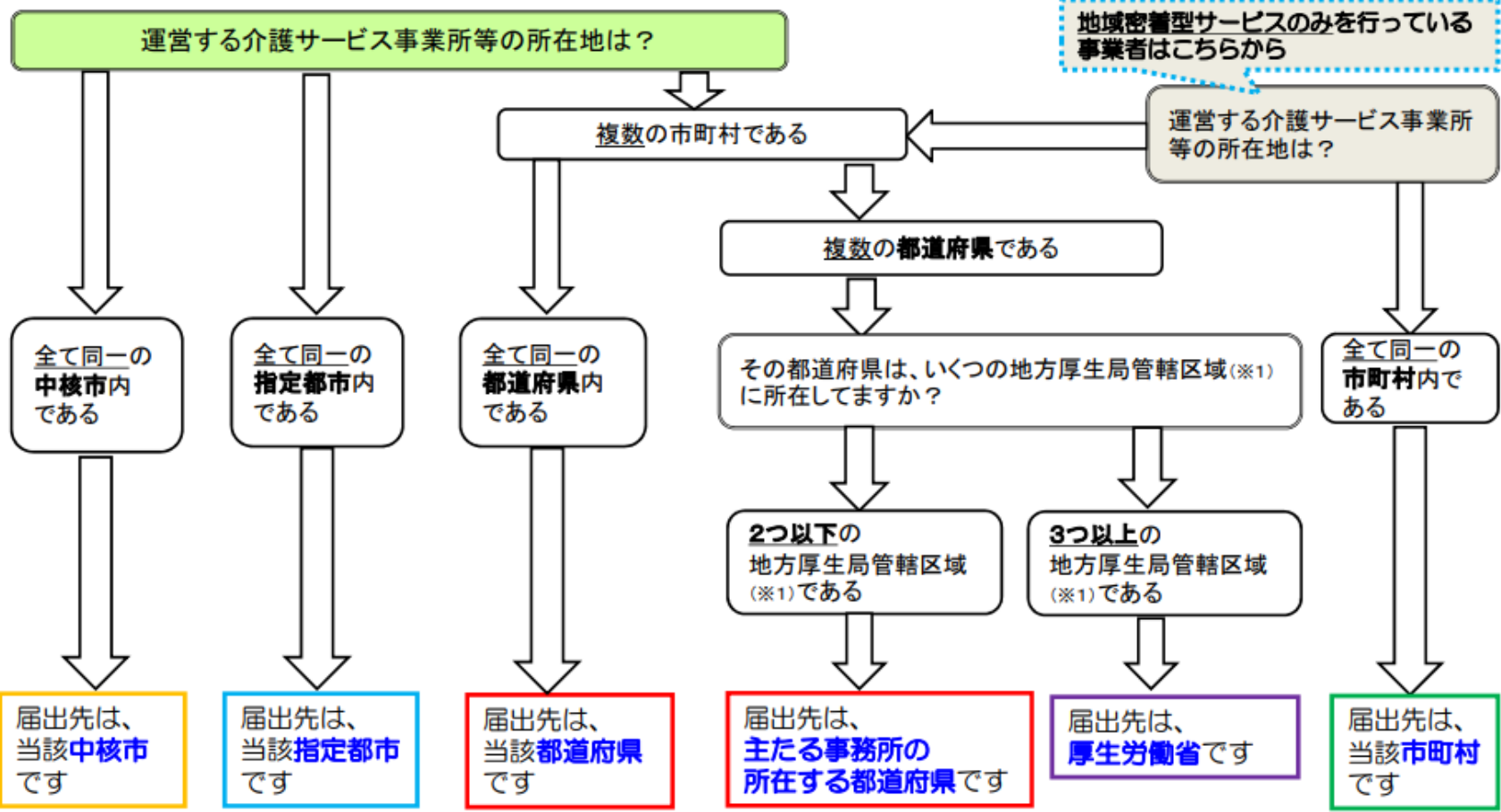
介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。



## ○ 業務管理体制の整備に関する届出先の行政機関について

業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・中核市・市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。



# 届出方法について

- 「**業務管理体制の整備に関する届出システム**」による**電子申請**または従来どおり様式の郵送等による申請。
- ※ 今後、尾道市ホームページにサイトのリンク及び操作マニュアルを掲載予定です。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ログイン

届出事項の変更が必要になった際にご利用ください。

初めて本システムを利用される事業者の方へ：  
新規に届出を行う場合は[こちら](#)  
既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)  
パスワードを忘れた方は[こちら](#)

【事業者の方へのお知らせ】	
①	運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
②	お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。
③	操作方法については操作マニュアルをご確認ください。 操作マニュアルのダウンロードは <a href="#">こちら</a>
④	業務管理体制の整備に関する届出をすでに紙媒体等で行っており、変更内容がない場合、届出は不要ですのでご確認ください。 なお、届出内容または届出先に変更がある場合には、本システムにログイン後、メニューの届出事項変更または届出先区分変更から届出を行ってください。
⑤	届出先の行政機関については <a href="#">こちら</a> をご確認ください。
⑥	本システムに関する連絡先・質問票・よくあるQ&Aは <a href="#">こちら</a>

# 一般検査について

- 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保等のため、尾道市に業務管理体制の届出を行っている事業者に対し、業務管理体制に係る一般検査を実施します。
- 定期的に（概ね6年に1度）一般検査を実施し、業務管理体制の運用状況の確認が必要となっています。
- 検査対象となり、通知を受理した事業者につきましては、すみやかに関係書類のご提出をお願いいたします。

対象者	尾道市に業務管理体制の整備に関する届出を行った事業者
方法	確認検査（一般検査）は、対象となる事業者に対し、事業所数に応じた「業務管理体制自主点検表」の提出を求める、書面検査の方法により実施します。 なお、届出に不備が認められた場合には、事業者本部等へ立入の上、検証させていただくこともあります。